

# 横浜市交通局安全管理指定工事に関する特記仕様書

平成30年4月  
横浜市交通局

- 1 本工事は、横浜市交通局工事安全管理規程に基づく安全管理指定工事とする。
- 2 請負人は、安全管理指定工事の施工に当たって監督員及び工事安全担当員とともに工事の安全管理に留意し、事故を未然に防ぐことにより、公衆の生命、身体及び財産に危害又は損害を及ぼさないよう努めなければならない。
- 3 請負人は、安全管理機構図及び事故発生時の初動処置については、図・表等を整理・拡大して現場事務所内に掲示するとともに、工事関係者にその内容を周知徹底させなければならない。
- 4 請負人は、契約締結後、工事の施工開始前に、安全管理計画書を作成し、監督員の承諾を受けなければならない。
- 5 請負人は、工事担当部長が安全管理計画書が適正なものであることを確認し、監督員が指示するまで、安全管理上必要な部分の工事に着手してはならない。
- 6 請負人は、安全管理計画書に次の事項を記載しなければならない。ただし、工事内容等により記載する必要のない事項については、監督員と協議し、記載を省略することができる。

## (1) 工事概要

- ア 工事名
- イ 工事場所
- ウ 工事内容
- エ 着手期限
- オ 完成期限
- カ 契約金額

## (2) 管理体制

- ア 発注者  
担当部署名、所在地、電話番号、監督員氏名
- イ 請負人  
請負者名、担当作業所名、所在地、電話番号(昼夜連絡可能なこと。)  
現場代理人、主任(監理)技術者、職員各氏名、常時従事労働者数(予定数)『確定事項について記載。それ以外は予定又は未定とするが、確定次第追加すること。』

### (ア) 安全管理責任者

安全管理最高責任者氏名及び経歴

(イ) 安全衛生管理体制(「労働安全衛生法」に定める規模に応じて記載のこと。)

- a 安全衛生管理体制組織図(本社、支店を含む)
- b 安全委員会及び衛生委員会又は安全衛生委員会構成員氏名
- c 総括安全衛生管理者氏名
- d 安全管理者、衛生管理者及び産業医各氏名
- e 安全推進員及び労働衛生管理員各氏名
- f 作業主任者氏名(工種別の資格区分と作業主任者名及び所属を記載のこと。  
(別表 - 1 参照))
- g 救護技術管理者氏名

(ウ) 統括管理体制((イ)以降は、「労働安全衛生法」に定める規模に応じて記載のこと。)

- a 統括管理体制組織図(本社、支店を含む)
- b 災害防止協議会構成員氏名
- c 統括安全衛生管理義務者氏名(当局で指名した場合)
- d 統括安全衛生責任者氏名
- e 元方安全衛生管理者氏名
- f 救護技術管理者氏名
- g 安全衛生責任者氏名

(エ) 防火管理体制

- a 防火管理体制組織図(別表- 2 参照)
- b 防火管理者氏名
- c 防火責任者氏名

(3) 安全管理工程

別表- 3 に準じて主要工種の工程、予想災害とその対策、安全保安目標、安全管理  
行事を記載した安全管理工程表

(4) 現場安全管理

ア 点検

保安施設、覆工、地下埋設物、山留工、掘削方法、電力設備、機械設備その他災  
害を誘発する恐れのある設備及び工法についての点検項目、点検内容、点検方法、  
判定基準

イ 保安施設

保安施設の種類、数量、設置場所、設置期間、交換時期等

ウ 段階点検実施体制

本・支店及び現場の点検実施者

(5) 火災予防措置

ア 火災の発生の恐れがある作業又は電力設備及び可燃物等と、これに適応する消火

- 設備の種類、数量、設置場所、設置期間、交換時期等
  - イ その他の方法による防火措置
  - ウ 喫煙所設置場所と防火対策
  - (6) 坑内作業に対する措置
    - ア 警報設備、避難設備、通話装置、避難救護用備品等の種類、数量、設置場所、設置期間等
    - イ 火災の発生の恐れのある作業付近の坑内照明配線の防火対策
    - ウ 坑内に搬入する高圧ガスボンベ及び油脂類の種類、数量、搬入場所、搬入期間並びに防火対策
    - エ その他の措置
  - (7) 委員会等の開催
    - 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会、災害防止協議会等の目標、構成人員及び開催頻度等
  - (8) 安全教育訓練
    - ア 安全管理教育の目標、内容、対象者及び頻度等(1月半日以上)
    - イ 避難及び消火訓練の目標、内容、対象者及び開催時期
    - ウ 新規入場者の安全管理教育の内容を定めること。
  - (9) 災害対策配備体制
    - 配備職員数、建設機械及び資材等(別表-4)
  - (10) 災害発生時の即応体制
    - ア 緊急出動労働者数
    - イ 緊急出動車両数
    - ウ 応急資材内訳
    - エ その他
  - (11) 災害発生時の対策
    - ア 緊急連絡系統図及び電話番号
    - イ 緊急時における予想交通遮断範囲と遮断方法及び迂回路又は避難誘導路を明示した詳細図
    - ウ 救急指定病院名と案内図
  - (12) その他工事施工上必要な措置
- 7 請負人は、工事安全管理計画を変更しようとするときは、その都度変更計画書を監督員に提出しなければならない。
- 8 請負人は、工種別の安全管理については、施工計画書に記載するものとする。